

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

概要	圧縮アセチレンガス等を貯蔵または取扱いの開始（廃止）する場合に提出する届出書です。
届出期間	事前に届出が必要
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 配置図・ 位置図
注意点	<p>配置図には圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの場所が分かるように記載してください。</p> <p>下記の数量以上を取り扱う場合に届出が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 圧縮アセチレンガス 40kg以上(2) 無水硫酸 200kg以上(3) 液化石油ガス 300kg以上500kg以下(4) 生石灰（酸化カルシウム80%以上を含有するもの）500kg以上(5) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物のうち危政令別表第 1 の上欄に掲げる物質当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量(6) 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物のうち危政令別表第 2 の上欄に掲げる物質当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量